

平成27年6月8日

公立大学法人高崎経済大学

理事長 高木 賢 様

監事 井上 雅行



監事 白田 新吉



監査報告書

地方独立行政法人法第13条第4項及び公立大学法人高崎経済大学定款第9条第6項の規定により平成26年度における業務の執行について監査を実施したので、公立大学法人高崎経済大学監事監査規程第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 監査方法の概要

平成26年度監査計画に基づき、理事会に出席するとともに、重要な書面・証拠書類を査閲した。さらに関係部署の職員から業務の状況聴取を実施した。

また公認会計士から提出された意見を参考に、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、行政サービス実施コスト計算書及び附属明細書）、事業報告書（会計に関する部分に限る）及び決算報告書を確認した。

2 監査結果の概要

- ① 業務の執行はおおむね適切に行われていると認める。
- ② 財務諸表は法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

- ③ 事業報告書は、法人の財政状態及び運営状況を正しく示しているものと認める。
- ④ 利益の処分に関する書類（案）及び決算報告書は、法人の予算区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。
- ⑤ 理事長、副理事長と法人の間には利益相反取引は認められない。

3 是正または改善を要する事項

- ① 地域・社会貢献については、情報の発信力を高めて、市民のニーズに合致した貢献を行うよう努めるとともに、地方公共団体、産業界等との一層の連携をはかること。
- ② 契約事務の執行については、競争入札に向かって一定の改善努力が見られる。今後も競争原理を積極的に取り入れ、公平性の担保と経費削減に努めること。
- ③ 業務の執行にあたっては、事務マニュアルを一層、整備し、処理の適正化・効率化に努めること。また SD 等各種研修については、カリキュラムの作成、討議方式の導入など、研修内容を工夫して、職員の処理能力の向上をはかること。